

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

1 案件名

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(素案)」に係るパブリックコメント手続の実施について

2 公表する資料

- (1) とともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）について、パブリックコメント手続を実施する件の概要
- (2) とともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）
- (3) とともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例条文解説（素案）
- (4) とともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）体系図

3 内容の公表及び意見の提出期間

令和5年4月1日（土）～令和5年4月20日（木）

4 公表場所

市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

5 意見の提出方法

- (1) 意見提出の様式は自由、住所・氏名・電話番号を明記
- (2) 提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

6 意見の提出及び問い合わせ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

市民課窓口サービス係（総合相談担当）

電話：0244-24-5297

FAX：0244-24-5347

電子メール：shimin@city.minamisoma.lg.jp

7 今後のスケジュール

No.	日付	項目
1	令和5年4月1日（土）～ 令和5年4月20日（木）	パブリックコメント
2	令和5年4月	企画調整会議
	令和5年4月	臨時庁議